

株 主 各 位

神奈川県厚木市上依知3029番地

株式会社 **ニツキ**

取締役社長 和 田 孝

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号
オークラフロンティアホテル海老名
2階「プリマヴェーラ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第118期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分 の件
- 第2号議案 定款一部変更 の件
- 第3号議案 取締役8名選任 の件
- 第4号議案 監査役1名選任 の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈 の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nikkinet.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機が深刻化し、雇用情勢の悪化や個人消費の低迷、企業収益の悪化及び設備投資の縮小等、景気の減速感が強まる中での推移となりました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、韓国向けガス機器の輸出増加はあったものの、米国での景気低迷の影響が大きく、個人住宅向け芝刈り機用キャブレタ等を中心とした汎用機器の米国での販売の減少及び自動車用機器の売上減少により、連結売上高は89億7千2百万円（前期比8.3%減少）となりました。

損益におきましては、効率化や合理化によるコスト低減策の進捗により、上半期はほぼ計画通りに推移いたしましたが、昨年秋のリーマンショック以降の景気後退局面を受けて、売上高が低迷したため、営業損失は4億9千4百万円（前期は12億2千4百万円の営業損失）、経常損失は4億3千7百万円（前期は13億1千5百万円の経常損失）、当期純損失は4億7千7百万円（前期は9億4千7百万円の当期純損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

自動車機器事業は自動車用気化器の販売減少により売上高14億2千1百万円（同23.4%減少）、営業利益1億2百万円（前期は3千万円の営業損失）となりました。

ガス機器事業は韓国向け輸出高の増加により売上高33億7千3百万円（同7.4%増加）、営業損失7千6百万円（前期は7億5千8百万円の営業損失）となりました。

汎用機器事業は米国向けの売上減少により売上高36億6千8百万円（同14.7%減少）、営業損失8億2千9百万円（前期は6億8千6百万円の営業損失）となりました。

不動産賃貸事業は売上高5億9百万円（同5.0%増加）、営業利益4億1千4百万円（同9.4%増加）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループ（当社及び連結子会社）では、長期的に成長が期待できる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。

当社グループの当連結会計年度の設備投資総額は6億2千5百万円であります。

自動車機器事業においては、生産合理化等に8千1百万円の設備投資を行っております。

ガス機器事業においては、新機種対応及び生産合理化等のための設備・装置に1億9千6百万円の設備投資を行っております。

汎用機器事業においては、金型更新及び海外子会社における新機種対応等に3億4千7百万円の設備投資を行っております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社でありますNIKKI AMERICA, INC. は、平成20年9月30日付にて、連結子会社でありますNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCが実施した増資の引受け（1,063千米ドル）を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 115 期 (平成18年) 3 月 期)	第 116 期 (平成19年) 3 月 期)	第 117 期 (平成20年) 3 月 期)	第 118 期 当連結会計年度 (平成21年) 3 月 期)
売 上 高(千円)	13,472,324	11,956,014	9,783,047	8,972,279
経常損益(千円)	986,125	△53,453	△1,315,658	△437,477
当期純損益(千円)	673,110	△472,698	△947,304	△477,427
1株当たり当期純損益	68円87銭	△50円52銭	△101円00銭	△50円91銭
総 資 産(千円)	13,339,432	13,454,717	11,740,145	9,624,552

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 第116期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
瀋陽日新気化器有限公司	3,000千米ドル	60%	汎用機器事業
NIKKI AMERICA, INC.	4,300千米ドル	100%	汎用機器事業
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	5,738千米ドル	70% (注)	汎用機器事業
田島精密工業株式会社	35,000千円	100%	汎用機器事業
株式会社日気サービス	12,000千円	100%	自動車機器及びガス機器事業
ニッキ・テクノ株式会社	10,000千円	100%	自動車機器事業
株式会社ニッキ ソルテック	30,000千円	100%	ガス機器事業

(注) 出資比率の70%はNIKKI AMERICA, INC. による間接所有であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成19年3月期連結会計年度の営業損失が1億5千2百万円、平成20年3月期連結会計年度の営業損失が12億2千4百万円、平成21年3月期連結会計年度の営業損失が4億9千4百万円となり、3期連続の営業損失となり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる兆候が存在しておりますが、当社グループといたしましては、これまで実施してまいりました事業構造改革を継続進展させ、人員のスリム化、設備投資の見直し、子会社・国内拠点の整理統合等徹底したコスト削減を着実に実行することで更なる固定費の削減を図るとともに、事業の選択と集中を行い、ガス機器事業を中心とした新興国向け売上を増強し、収益構造の改善を図ります。

① これまで実施してきた施策

1) 従業員数の削減

生産性を向上させ、固定費を削減するため、単体ベースであります、平成18年9月末で553名（うち正社員372名）の従業員数を平成21年3月末には350名（うち正社員307名）まで削減いたしました。

2) 役員報酬の削減

役員報酬については平成19年7月より15%、平成19年10月より20%、平成20年5月より25%の役員報酬を削減し、現在も継続しております。

3) 管理職給与の削減

管理職給与につきましては平成19年7月より10%、平成19年10月より15%、平成20年5月より20%の管理職給与を削減し、現在も継続しております。

こうした施策により単体ベースでは平成18年度に32億3千7百万円であった人件費は平成20年度では24億6千8百万円まで削減いたしました。

4) 経費削減

人件費以外の経費の節減も徹底的に実施し、平成18年度上期に5億6千9百万円であった経費は平成20年度下期では4億5千1百万円まで削減いたしました。

5) 材料費削減

購買先及び購買方法の見直しにより、平成18年度の材料比率57.2%を平成20年度下期には55.2%まで低減させました。

6) 子会社の移転、統合

東京都板橋区にありました当社の自動車機器及びガス機器を販売しております当社子会社の株式会社日気サービスを当社の本社の所在する神奈川県厚木市に移転し、当社ガス自動車用燃料供給システムの販売及び開発をしている株式会社ニッキ ソルテックと統合（合併）し業務の効率化を実施いたしました。また、子会社のニッキ・テクノ株式会社におきましては神奈川県座間市相武台にて生産活動の一部を実施していましたが、これを当社の本社の所在する神奈川県厚木市に移転し、業務の効率化を実施いたしました。

- 7) 製品別採算見直しによる販売価格の改定
製品別採算を継続的に見直し、販売価格の改定を実施いたしました。
- 8) 生産性の向上
分散していた製造ラインの集中・集約によるラインの短縮化を実施し、また物流ラインの見直しを実施することにより生産性の向上に努めました。

② 今後の施策

1) 基本方針

上記に掲げる事業構造転換に向けたインフラ整備の施策を継続するとともに、収益性・成長性を重視した事業の選択と集中による事業構造改革につなげ、長期的・安定的な収益基盤の構築を図るとともに、これを推進する社内体制を整備・確立してまいります。

2) 戦略的事業部門別展開

- ・ガス機器事業については、ガス市場がガソリン代替市場と位置付けられるため、原油価格の高騰及び環境意識の高まりから、今後も成長性の高い事業分野であると考えております。また、当社はガス燃料噴射機器、燃料電子制御装置等全体システムを供給できるため他社との競争上も優位にある事業分野と考えております。今後は特に新興国市場等において成長性が大きく見込まれるため、アジア市場を中心とした海外NGV（天然ガス自動車）市場において提携も含めた参入を積極的に進めてまいります。
- ・汎用機器（小型エンジン用気化器）事業は、米国市場（芝刈り機、発電機等）を睨んだ事業であり、当面、市場の成長性は低下あるいは鈍化することが予想されるため、採算性を重視した事業展開を実施してまいります。ただし、中期的に燃料噴射化への動きも予想されるため、燃料噴射化への対応を強化するとともに、子会社の統廃合による生産分担の最適化を進めコストミニマム化を徹底してまいります。
- ・自動車機器（主として自動車用気化器）事業は今後の成長性は見込みにくいいため現状の採算性を確保しつつ、製品の統廃合を進めてまいります。

3) 更なる収益確保・採算改善

- ・子会社の統廃合

汎用気化器を生産しておりました当社子会社の田島精密工業株式会社の生産活動を平成21年9月を目途に終了し、生産を当社子会社の瀋陽日新気化器有限公司及び当社本社工場に移転・集約いたします。これにより製造部門の売上比約3.9%の収益改善を目指してまいります。

- ・製品別採算見直し
製品別採算の管理・見直しを更に強化し、不採算製品については廃止も含めた整理統合を促進してまいります。これにより製造部門の売上比約1.6%の収益改善を目指してまいります。
- ・設備費用の抑制
当面は選別的な設備投資を実施し、また設備購入金額の引き下げに努め、減価償却費の削減を図ります。これにより製造部門の売上比約1.0%の収益改善を目指してまいります。
- ・VE/V A活動
購買先、購買方法の見直しによるコストダウンだけでなく、開発・設計段階まで遡ったVE/V A活動を強化し、より一層のコストダウンの徹底を図ります。

4) 品質向上

事業の構造変化に対応した管理項目の見直し、不具合検出力の再点検及び予防措置の徹底を図るとともに、上流である開発・設計段階からの「生産前品質保証活動」を更に強化・徹底してまいります。

5) 組織・体制の整備

- ・収益性を重視した、生産分担の最適化及び関係子会社の事業分担の見直しを実施してまいります。
- ・事業部門別組織の検討及び部署別機能の見直しを進め、効率的な組織と事業別組織力の強化を実現してまいります。
- ・新人事制度の早期定着を図り、施策の実現力を担保するとともに、人材の強化・育成を確実に推進してまいります。

以上の対応・施策を迅速かつ着実に実施し、平成21年5月15日に公表いたしました中期経営計画のとおり平成23年3月期には営業黒字を達成する所存でございます。

<参考>中期経営計画の計数目標 (連結)

(単位：百万円)

区 分	第 118 期 当連結会計年度 (平成21年) (3 月 期)	第 119 期 (目標) (平成22年) (3 月 期)	第 120 期 (目標) (平成23年) (3 月 期)	第 121 期 (目標) (平成24年) (3 月 期)
売 上 高	8,972	7,800	10,100	10,700
営 業 利 益	△494	△270	280	320
経 常 利 益	△437	△250	360	400

株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、自動車機器事業、ガス機器事業、汎用機器事業及び不動産賃貸事業を行っております。その主な内容は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
自 動 車 機 器 事 業	スロットルボディ、気化器、アクセルワイヤユニット、アクチュエータ等の製造及び販売
ガ ス 機 器 事 業	ECU（電子制御装置）、インジェクター及び噴射システム機器類、ミキサ、ペーパーライザ、レギュレータ等の製造及び販売
汎 用 機 器 事 業	汎用気化器（農機用・産業用）、船舶用気化器、二輪用噴射システム機器類の製造及び販売
不 動 産 賃 貸 事 業	当社所有不動産の賃貸

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県厚木市
厚 木 工 場	神奈川県厚木市
シ カ ゴ 出 張 所	アメリカ合衆国ウィスコンシン州 フランクリン

② 子会社

会 社 名	所 在 地
瀋陽日新気化器有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
NIKKI AMERICA, INC.	アメリカ合衆国ウィスコンシン州 フランクリン
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	アメリカ合衆国アラバマ州オーバン市
田島精密工業株式会社	福島県南会津郡南会津町
株式会社日気サービス	神奈川県厚木市
ニッキ・テクノ株式会社	神奈川県厚木市
株式会社ニッキ ソルテック	神奈川県厚木市

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数（名）
自動車機器事業	94
ガス機器事業	113
汎用機器事業	320
不動産賃貸事業	—
全社（共通）	110
合計	637

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数には、アルバイト及びパートタイマーは含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	35名減	38.4歳	13.8年

(注) 使用人数には、アルバイト及びパートタイマーは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,180百万円
株式会社りそな銀行	430
株式会社商工組合中央金庫	580

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 10,000,000株
- ③ 株主数 830名
- ④ 大株主

上位10位の株主の状況は次のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
イ チ ゴ ア セ ッ ト ト ラ ス ト	2,320千株	24.74%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505018	480	5.12
谷 興 衛	402	4.29
株 式 会 社 横 浜 銀 行	400	4.27
光 陽 投 資 有 限 公 司	400	4.27
アルファ・パシフィック・リアル・エステート・ファンド・エルビー	360	3.84
株 式 会 社 富 士 精 機 製 作 所	306	3.26
ソ ニ ー 株 式 会 社	300	3.20
株 式 会 社 り そ な 銀 行	250	2.67
新 藤 孝 男	200	2.13
シービーエイチケイコリアセキュリティーズデポジットリー	200	2.13

(注) 出資比率は自己株式（623,157株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役社長（代表取締役）	和田 孝	NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC取締役会長 瀋陽日新化器有限公司董事長
常務取締役	岸田 俊一	設計部長、開発部・生産技術部 統合マネジメントシステム室管掌
常務取締役	白井 守	N P S 推進室長、製造部・生産管理部 購買部管掌
取締役	齋藤 享	瀋陽日新化器有限公司総経理
取締役	原田 真一	営業部長 NIKKI AMERICA, INC. 取締役社長
取締役	田中 宣夫	総務部長、経営企画室長、関係会社室長
取締役	佐藤 庸一	品質保証部長、実験部管掌
監査役（常勤）	吉原 亮介	
監査役	松村 隆	松村公認会計士事務所代表
監査役	染野 光宏	染野公認会計士事務所代表

- (注) 1. 監査役松村隆氏及び染野光宏氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役松村隆氏及び染野光宏氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 常務取締役岸田俊一氏が担当である開発部は、平成21年4月21日付で設計部に統合いたしました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (一)	65百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	16 (4)
合 計	13	81

- (注) 1. 上記には、平成20年6月27日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第91期定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

5. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額19百万円（取締役9名に対し17百万円、監査役1名に対し1百万円）。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成20年6月27日開催の第117期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に對し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

- ・取締役2名に對し20百万円

④ 社外監査役に関する事項

- 1) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

- 2) 他の会社の社外役員の兼任状況

松村隆氏は、株式会社万世及び株式会社住宅検査保証協会の社外監査役を兼務しております。

染野光宏氏は、株式会社サントラストの社外監査役を兼務しております。

- 3) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 松村 隆	11回	92%	15回	100%
監査役 染野 光宏	10	100	10	100

松村隆氏及び染野光宏氏は、必要に応じ、主に公認会計士としての専門の見地から発言を行っております。

染野光宏氏は、平成20年6月27日開催の第117期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会及び監査役会の開催回数は各10回であります。

- 4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行した
ことにより、新日本有限責任監査法人となっております。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額	29,445千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法
に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませ
ないので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの整備に当たり、新日本有限
責任監査法人よりアドバイザー業務を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が
あると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の
請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的と
することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当
すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任
いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集
される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報
告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1
項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締
結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており
ます。

⑥ 当社の重要な子会社でありますNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCにつ
きましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国にお
けるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金
融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定による
ものに限る）を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成20年5月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員規定及び役員行動規範の遵守を周知徹底し、法令及び定款違反行為を未然に防止する。

また、反社会的勢力・団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求には一切応じることのないようコンプライアンス体制を確立する。

取締役が他の取締役の法令及び定款違反行為を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書・報告書その他取締役の職務執行に係わる文書及び情報については、役員規定、文書管理規程及び、情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存・管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメント規程に基づき、以下の手順により当社の業務執行に係るリスクを管理する。
 1. リスクの抽出：リスクカタログによるリスクの抽出
 2. リスク分析・評価：リスクに対する取組みの優先度決定
 3. 文書化：業務の流れを処理手順とフローチャートに表現
 4. 周知・徹底：文書化された規程類の教育・訓練
 5. 内部監査：整備・運用状況に対する監査
 6. マネジメントレビュー：「内部統制委員会」によるリスクマネジメントシステムのレビュー
 7. リスクの見直し：定期的（年度）及び内外環境が大きく変化した場合随時見直し
- 2) リスクその他重要事実に応じた有事の際の、迅速且つ適切な情報伝達と開示体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、社長以下取締役、監査役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程に基づいて、それぞれ各部門担当役員の責任の下、実施する。
- 3) 以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 1. 取締役、社員が共有する全社的なビジョンと目標を定め、この浸透を図ると共に、経営の羅針盤として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
 2. 各部門担当役員は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、每期、部門毎の目標と具体的な施策を定めた年度業務計画を策定する。
 3. 年度業務計画の実績は、毎月全取締役が出席する業績ヒヤリング会議にて報告され、目標達成状況のレビューと結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保している。
その議事録はマネジメントレビュー会議記録として、文書管理規程に基づき保管される。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を定め、周知徹底する。コンプライアンス違反行為があった場合は、就業規則に則り、「賞罰委員会」において適正に処分する。
- 2) 内部監査部門として、客観性と公平性を確保するため、執行部門から独立した統合マネジメントシステム室を設置し、内部監査を行う。
- 3) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として、内部通報システム運用規程に基づき、匿名で通報できることを保障するシステムを整備し運用する。
会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- 4) 取締役及び内部通報情報受領者は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。

- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ企業における業務の適正を確保するため、当社にグループ企業の内部統制を担当する関係会社室を設置すると共に、当社の経営理念、企業行動憲章及び従業員行動規範を展開する。
グループ企業各社は、これを基本に自社の特性を勘案して諸規程を定める。
 - 2) 経営管理については、関係会社管理規程に基づき、目標と具体的な施策を定めた年度業務計画の策定と月度業績報告の提出を義務づけると共に、当社の経営会議で定期的に報告・決裁を行う制度により、グループ企業の経営管理を行う。
 - 3) 取締役及び関係会社室長は、グループ企業において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、重大性に応じて再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する。
 - 4) 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反、或いはその他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部通報システムにより情報受領者経由で「内部統制委員会」へ報告される体制とする。重大性に応じて、「内部統制委員会」が担当部門と協議の上、再発防止策を策定し、取締役会並びに監査役に報告すると共に審議を求め、全社的にその内容を周知徹底する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役補助者を置く。
 - 2) 監査役補助者は業務執行部門からの独立性を確保すると共に、その人事異動、人事考課については監査役の事前同意を得る。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制は、四半期毎の内部統制委員会、環境管理委員会、毎月の取締役会、業績ヒヤリング会議、品質管理委員会及び毎週の経営会議の場とし、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。
前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

2) 内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

2) 内部監査部門の統合マネジメントシステム室と緊密に連携し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うため、内部監査部門が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、内部統制委員会へ報告する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

① 基本方針の内容

上場会社である当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

② 取り組みの具体的な内容

1) 基本方針の実現に資する取り組み

1. 当社は、気化器などメカを主体とした単品の事業から、電子を応用したシステム商品造りへと事業構造の転換が進む中で、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上のために、中期経営計画の策定・実行を通じた事業の強化・拡大を展開しております。

2007年度～2009年度中期経営計画においては、顧客満足度の向上、財務体質の強化、人材の育成と確保に重点的に取り組んでおります。顧客満足度の向上では、会社の全ての業務品質向上を最優先で進め、顧客満足度の向上に結びつけてまいります。財務体質の強化では、収益拡大のため付加価値拡大とコストミニマム化を徹底してまいります。そのために、提案型営業の強化によりお客様のニーズを掘り起こし、独創的な技術・商品の開発や環境に配慮した商品を開発し、お客様に提案・提供してまいります。また、コストミニマム化のために、調達と生産拠点の最適化を図り、ムダのないモノづくりとグローバル品質の追求を徹底してまいります。人材の育成と確保では、事業構造の転換が進む中で、多様化するお客様のニーズに応えられる、グローバル企業に必要な価値観とバランス感覚を備えた、当社グループの要となる人材の育成を図ってまいります。

また、当社は、継続して企業価値の向上に努め、株主の皆様にも適切な利益還元を行うことを重要な経営課題と捉えており、今後の成長戦略、収益状況等を総合的に判断して、内部留保の充実と利益還元のバランスを勘案しつつ、配当方針を決定してまいります。内部留保については、研究開発、設備投資、企業提携等に有効に活用してまいります。

2. 当社は、「企業倫理の徹底と、合理的且つ効果的で透明性の高い経営姿勢を貫き、企業価値を高め、社会から信頼と尊敬される会社をめざす。」との経営理念に基づいて経営活動を行い、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を増大させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

当社は、企業価値及び株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。また、役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動憲章」及び「従業員行動規範」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。また、当社は監査役会設置会社を採用しております。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

2) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）として買収防衛策を導入いたしました。

具体的には、議決権割合が25%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする大規模買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと独立委員会が判断した場合には、対抗措置の発動（大規模買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当等の実施）を取締役に勧告いたします。また、対抗策の発動について、相当でない判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の発動・不発動の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、適時・適切に当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

- ③ 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと。

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 株主意思の反映

本プランは、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期限（3年）終了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

2) 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断による判断と情報開示

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

3) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとする場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,132,770	流 動 負 債	3,191,361
現金及び預金	1,126,909	支払手形及び買掛金	992,179
受取手形及び売掛金	1,460,502	短期借入金	1,377,600
商品及び製品	549,172	未払費用	521,943
仕掛品	846,113	未払法人税等	7,373
原材料及び貯蔵品	33,636	賞与引当金	153,952
その他	122,216	その他	138,311
貸倒引当金	△5,781	固 定 負 債	3,824,488
固 定 資 産	5,491,782	長期借入金	812,400
有 形 固 定 資 産	4,581,735	リース債務	188,649
建物及び構築物	2,303,529	繰延税金負債	107,548
機械装置及び運搬具	1,482,646	退職給付引当金	1,882,639
土地	216,783	役員退職慰労引当金	68,651
リース資産	179,433	預り敷金	731,735
建設仮勘定	90,029	その他	32,864
その他	309,313	負 債 合 計	7,015,850
無 形 固 定 資 産	205,425	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	704,620	株 主 資 本	2,375,644
投資有価証券	692,311	資 本 金	500,000
その他	12,309	資 本 剰 余 金	49,674
資 産 合 計	9,624,552	利 益 剰 余 金	2,121,240
		自 己 株 式	△295,270
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	74,873
		その他有価証券評価差額金	156,698
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△81,825
		少 数 株 主 持 分	158,184
		純 資 産 合 計	2,608,702
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,624,552

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,972,279
売 上 原 価		7,912,627
売 上 総 利 益		1,059,651
販売費及び一般管理費		1,554,647
営 業 損 失		494,995
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,236	
受 取 配 当 金	45,127	
為 替 差 益	13,732	
そ の 他	40,909	107,004
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	47,299	
そ の 他	2,188	49,487
経 常 損 失		437,477
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,815	
そ の 他	20	1,835
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	29,530	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	29,926	
特 別 退 職 金	35,877	95,333
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		530,976
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,360	
過 年 度 法 人 税 等	△28,013	
法 人 税 等 調 整 額	1,428	△19,223
少 数 株 主 損 失		34,325
当 期 純 損 失		477,427

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	500,000	49,674	2,598,778	△294,344	2,854,108
連結会計年度中の変動額					
従業員奨励福祉基金	—	—	△111	—	△111
当期純損失	—	—	△477,427	—	△477,427
自己株式の取得	—	—	—	△925	△925
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△477,538	△925	△478,464
平成21年3月31日 残高	500,000	49,674	2,121,240	△295,270	2,375,644

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日 残高	549,466	50,390	599,857	242,541	3,696,507
連結会計年度中の変動額					
従業員奨励福祉基金	—	—	—	—	△111
当期純損失	—	—	—	—	△477,427
自己株式の取得	—	—	—	—	△925
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△392,767	△132,216	△524,983	△84,356	△609,340
連結会計年度中の変動額合計	△392,767	△132,216	△524,983	△84,356	△1,087,805
平成21年3月31日 残高	156,698	△81,825	74,873	158,184	2,608,702

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- | | |
|---------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 7社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | 瀋陽日新気化器有限公司
NIKKI AMERICA, INC.
NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC
田島精密工業株式会社
株式会社日気サービス
ニッキ・テクノ株式会社
株式会社ニッキ ソルテック |

(2) 主要な非連結子会社の名称

- | | |
|----------------|--|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | NIKKI KOREA CO., LTD. |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、同社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

- | | |
|---------------------|--|
| ・主要な会社の名称
(関連会社) | 泰華化油器股份有限公司 |
| ・持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない関連会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないためであります。 |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

瀋陽日新気化器有限公司、NIKKI AMERICA, INC. 及びNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに構築物について定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建物及び構築物	3～65年
機械装置及び運搬具	3～12年
その他	1～20年

（追加情報）

当社及び国内連結子会社の一部の機械装置の耐用年数については、従来、耐用年数を10年としておりましたが当連結会計年度より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、9年又は12年に変更しております。これにより営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ7,519千円増加しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
当社及び一部の国内連結子会社は、従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上することとしております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
 - ③ ヘッジ方針
当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法 税抜方式により処理しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 会計方針の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用し、評価基準については、移動平均法による原価法から移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ33,950千円増加しております。

また、この変更に伴い、従来、営業外費用に計上していた「たな卸資産廃却損」を売上原価に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業損失は、1,266千円増加しております。

(2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益への影響はありません。

(3) リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。ただし、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、これによる損益への影響は軽微であります。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務		
(1) 担保に供している資産	土地	23,624千円
	合計	23,624千円
(2) 担保に係る債務	短期借入金	96,800千円
	長期借入金	653,200千円
	合計	750,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		14,213,643千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	10,000千株
2. 剰余金の配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	
該当事項はありません。	
(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの	
該当事項はありません。	

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	261円33銭
1株当たり当期純損失	50円91銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 子会社の合併

当社の連結子会社である株式会社ニッキ ソルテックは、平成21年2月16日開催の臨時株主総会の決議に基づき平成21年4月1日を合併期日として、当社の連結子会社である株式会社日気サービスを吸収合併いたしました。

(1) 合併の目的

当該2社を合併することにより、ガス自動車関連事業の開発、製造及び販売の機能を一体化させ、経営基盤の強化、経営効率の向上を図るとともに、ガス自動車事業の拡大を推進することを目的としております。

(2) 合併の方法及び合併後の会社の名称

- ・株式会社ニッキ ソルテックを存続会社とする吸収合併方式で株式会社日気サービスは解散いたしました。
- ・存続会社の商号は、「株式会社ニッキ ソルテック サービス」となりました。

(3) 合併比率

合併当事会社は、当社の100%子会社であるため、合併比率の定めはありません。

(4) 合併による新株の割当

合併による新株の割当はありません。

- (5) 合併による増加資本金
合併による増加資本金はありません。
- (6) 当該事象の連結損益に与える影響額
当該子会社の合併による連結業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。

2. 子会社における事業の休止

当社の連結子会社である田島精密工業株式会社は、平成21年4月22日開催の取締役会にて、汎用機器事業を休止する旨の決議を行っております。

(1) 事業休止の時期

平成21年9月下旬 事業休止予定

(2) 汎用機器事業の休止の理由

田島精密工業株式会社は当社の汎用機器事業の生産拠点として、汎用気化器及び部材等の生産を行ってまいりましたが、米国の金融危機に端を発した世界同時不況の影響による事業環境の変化に伴い、同社の業績は急速に悪化いたしました。

また、今後の需要回復の不透明性も増していることから、国内外の当社グループ全体の生産体制の見直しを行い、グループ全体の生産効率の改善・収益構造の再構築を図るために同社の事業休止を決定いたしました。

(3) 子会社の概要

商号 : 田島精密工業株式会社
代表者 : 代表取締役社長 尾中 弘明
所在地 : 福島県南会津郡南会津町中荒井874番3
設立年月日 : 昭和49年11月15日
事業の内容 : 気化器及び燃料ポンプの製作並びに販売
資本金 : 35百万円
持分比率 : 100%

(4) 内容

- ① 休止する事業
汎用機器事業
- ② 業績 (平成21年3月31日現在)
売上高 : 477百万円
営業損失 : 42百万円
経常損失 : 35百万円
当期純損失 : 66百万円

(5) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該子会社の事業休止による連結業績への影響及び営業活動等への影響は軽微であります。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,413,183	流動負債	3,179,037
現金及び預金	422,882	支払手形	702,590
受取手形	8,241	買掛金	289,754
売掛金	1,846,731	短期借入金	1,240,000
商品及び製品	241,835	1年内返済予定の長期借入金	137,600
仕掛品	645,407	リース債務	40,828
原材料及び貯蔵品	30,695	未払金	22,326
前払費用	17,948	未払費用	484,464
関係会社短期貸付金	95,363	未払法人税等	2,886
未収入金	84,652	前受金	51,249
その他	30,317	預り金	13,636
貸倒引当金	△10,891	賞与引当金	126,382
固定資産	5,787,160	設備関係支払手形	66,320
有形固定資産	3,464,587	その他	998
建築物	1,899,393	固定負債	3,697,175
構築物	42,894	長期借入金	812,400
機械装置	829,029	リース債務	188,649
車両運搬具	10,364	繰延税金負債	107,548
工具器具備品	288,030	退職給付引当金	1,782,714
土地	184,222	役員退職慰労引当金	68,390
リース資産	169,745	預り金	731,735
建設仮勘定	40,906	その他	5,737
無形固定資産	156,986	負債合計	6,876,212
ソフトウェア	144,718	純資産の部	
リース資産	10,491	株主資本	2,167,432
電話加入権	1,776	資本金	500,000
投資その他の資産	2,165,586	資本剰余金	26,902
投資有価証券	675,943	資本準備金	26,902
関係会社株式	648,363	利益剰余金	1,935,800
関係会社出資金	187,380	利益準備金	125,000
関係会社長期貸付金	643,584	その他利益剰余金	1,810,800
その他	10,314	退職手当積立金	6,800
資産合計	9,200,344	別途積立金	2,164,250
		繰越利益剰余金	△360,250
		自己株式	△295,270
		評価・換算差額等	156,698
		その他有価証券評価差額金	156,698
		純資産合計	2,324,131
		負債・純資産合計	9,200,344

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,120,650
売 上 原 価		7,284,292
売 上 総 利 益		836,358
販売費及び一般管理費		1,246,031
営 業 損 失		409,673
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,077	
受 取 配 当 金	48,276	
技 術 指 導 料 収 入	42,633	
為 替 差 益	10,182	
そ の 他	31,928	136,098
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,851	
そ の 他	987	26,839
経 常 損 失		300,414
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	188	188
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	24,387	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	29,926	
特 別 退 職 金	4,573	58,887
税 引 前 当 期 純 損 失		359,113
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,136	1,136
当 期 純 損 失		360,250

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					
					退職手当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年3月31日 残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	2,300,000	△135,749	2,296,050	△294,344	2,528,608
事業年度中の変動額										
当期純損失	-	-	-	-	-	-	△360,250	△360,250	-	△360,250
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	△925	△925
別途積立金の取崩	-	-	-	-	-	△135,749	135,749	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△135,749	△224,501	△360,250	△925	△361,175
平成21年3月31日 残高	500,000	26,902	26,902	125,000	6,800	2,164,250	△360,250	1,935,800	△295,270	2,167,432

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算差額等合計	
平成20年3月31日 残高	549,466	549,466	3,078,074
事業年度中の変動額			
当期純損失	-	-	△360,250
自己株式の取得	-	-	△925
別途積立金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△392,767	△392,767	△392,767
事業年度中の変動額合計	△392,767	△392,767	△753,943
平成21年3月31日 残高	156,698	156,698	2,324,131

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------|---|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び賃貸用資産に係る建物並びに構築物は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりです。

建　　物	5～65年
構　築　物	7～50年
機　械　装　置	9～12年
車両運搬具	3～7年
工具器具備品	1～20年

（追加情報）

機械装置の耐用年数については、従来、耐用年数を10年としておりましたが当事業年度より、法人税法の改正を契機として見直しを行い、9年又は12年に変更しております。これにより営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ8,207千円増加しております。

② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末支給見込額を計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金
- ③ ヘッジ方針
当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 消費税等の会計処理方法
税抜方式により処理しております。

(7) 会計方針の変更

① 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）を適用し、評価基準については、移動平均法による原価法から移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ33,950千円増加しております。

また、この変更に伴い、従来、営業外費用に計上していた「たな卸資産廃却損」を売上原価に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、営業損失は、989千円増加しております。

② リース取引に関する会計基準等の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。ただし、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、これによる損益への影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	土地	23,624千円
	合計	23,624千円
② 担保に係る債務	1年内返済予定の長期借入金	96,800千円
	長期借入金	653,200千円
	合計	750,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

13,483,143千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	783,859千円
② 長期金銭債権	643,584千円
③ 短期金銭債務	77,467千円
3. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
① 売上高	1,407,221千円
② 仕入高	945,817千円
③ 営業取引以外の取引高	69,364千円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	623千株
5. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)	
(繰延税金資産)	
賞与引当金	51,425
退職給付引当金	725,386
役員退職慰労引当金	27,828
貸倒引当金	4,431
たな卸資産評価損	44,836
関係会社株式評価損	25,793
投資有価証券評価損	12,202
未払費用	140,991
繰越欠損金	469,111
その他	67,384
繰延税金資産小計	1,569,391
評価性引当額	△1,569,391
繰延税金資産合計	—
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△107,548
繰延税金負債合計	△107,548
繰延税金資産(負債)の純額	△107,548

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工 具 器 具 備 品	150,792千円	137,846千円	12,946千円
合 計	150,792千円	137,846千円	12,946千円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	10,594千円
1 年 超	2,352千円
合 計	12,946千円

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	24,708千円
減価償却費相当額	24,708千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	田島精密工業㈱	35,000千円	汎用機器事業	所有直接100%	当社汎用機器の製造	汎用機器の加工部品仕入(注)1	487,133	買掛金	43,403
						設備賃借料他(注)2	9,120	支払手形	17,220
子会社	ニッキ・テクノ㈱	10,000千円	自動車機器事業	所有直接100%	当社自動車機器の製造	自動車機器の部品仕入他(注)1	196,541	買掛金	8,692
						設備賃借料他(注)2	2,182	未払費用	1,472
						配当金の受取	10,000	—	—
子会社	㈱日気サービス	12,000千円	自動車機器事業及びガス機器事業	所有直接100%	当社自動車機器及びガス機器の販売	自動車機器の製品売上(注)3	178,746	売掛金	7,215
						自動車機器の部品仕入(注)1	4,251	買掛金	311
子会社	㈱ニッキソルテック	30,000千円	ガス機器事業	所有直接100%	当社ガス自動車用燃料供給システムの開発、製造、販売	ガス機器の製品売上(注)3	1,136	売掛金	121
						ガス機器の部品仕入(注)1	33,028	買掛金	2,100
子会社	瀋陽日新気化器有限公司	3,000千米ドル	汎用機器事業	所有直接60%	当社汎用機器の製造、販売	汎用機器の開発売上(注)3	3,014	前受金	1,651
						汎用機器の部品仕入(注)1	189,359	買掛金	579
						技術指導料収入等(注)2	1,701	未収入金	665
						配当金の受取	6,853	—	—
子会社	NIKKI AMERICA, INC.	4,300千米ドル	汎用機器事業	所有直接100%	当社汎用機器の販売	汎用機器の製品売上(注)3	669,303	売掛金	153,449
子会社	NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC	5,738千米ドル	汎用機器事業	所有間接70%	当社汎用機器の製造	汎用機器の製品売上(注)3	536,936	売掛金	464,017
						受取利息	1,893	未収入金	46,392
						技術指導料収入等(注)2	33,715	関係会社短期貸付金	95,363
—	—	関係会社長期貸付金	643,584						
子会社	NIKKI KOREA CO., LTD	150,000千ウォン	ガス機器事業	所有直接100%	当社ガス機器の販売	ガス機器の部品売上(注)3	414	—	—
						ガス機器の部品仕入(注)1	35,503	買掛金	1,752
関連会社	泰華化油器股份有限公司	150,000千台湾ドル	汎用機器事業	所有直接50%	当社汎用機器の販売	汎用機器の製品売上(注)3	17,668	売掛金	16,633

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 部品の仕入については、他社からも複数の見積を入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

(注) 2 一般の市場価格等を勘案して決定しております。

(注) 3 販売価格については、市場情勢を勘案して、当社が希望価格を提示し価格交渉のうえ決定しております。

なお、取引金額には消費税等を含めておりません。また、期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	247円85銭
-----------	---------

1株当たり当期純損失	38円41銭
------------	--------

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 20 日

株式会社 ニッキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	畠山伸一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菊地哲	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北川卓哉	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッキの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッキ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）6. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 5 月 20 日

株式会社 ニッキ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 畠 山 伸 一 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 菊 地 哲 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 北 川 卓 哉 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッキの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (7) 会計方針の変更に記載されており、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月22日

株式会社ニッキ 監査役会

常勤監査役	吉原亮介	Ⓢ
社外監査役	松村隆	Ⓢ
社外監査役	染野光宏	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

繰越利益剰余金の欠損を解消することを目的として、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 減少する剰余金の項目とその額 | |
| 別途積立金 | 360,250,195円 |
| ② 増加する剰余金の項目とその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 360,250,195円 |

なお、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、配当金につきまは、見送りとさせていただきますと存じます。業績の向上に努め、皆様のご期待に添えるよう努力する所存でございます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を45頁から47頁に記載の変更案のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものです。

なお、現行定款第8条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

その他、上記の変更に伴い、無効もしくは不要となった規定を削除するとともに、削除により必要となる条数の繰り上げを行うものです。

2. 変更案

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の発行)</u> <u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) <u>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) <u>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) <u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) <u>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿 及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>(株主等の届出及び在外株主等の仮住所又は代理人)</p> <p>第13条 <u>当社の株主及び質権者又はその法定代理人は、当社所定の書式によりその氏名、住所及び印鑑を株主名簿管理人に届出するものとする。これを変更したときもまた同様である。株主及び質権者又はその法定代理人で日本国内に住所又は居所を有しない者は、国内に仮住所又は代理人を定めて、これを株主名簿管理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</u></p>	<p>(在外株主等の仮住所又は代理人)</p> <p>第12条 <u>当社の株主及び質権者又はその法定代理人で日本国内に住所又は居所を有しない者は、国内に仮住所又は代理人を定めて、これを株主名簿管理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</u></p>

現行定款	変更案
第14条～第48条（条文省略） （新設）	第13条～第47条（現行どおり） 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役に1名増員し取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	和田 孝 (昭和28年8月14日生)	平成15年4月 株式会社横浜銀行より出向 当社営業部副部長 平成16年2月 営業部海外担当部長 平成16年3月 株式会社横浜銀行退社 当社入社 平成16年6月 取締役営業部長 平成19年6月 取締役社長（現任） (他の法人等の代表状況) NIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLC取締役会長 瀋陽日新気化器有限公司董事長	38,000株
2	岸田 俊一 (昭和24年3月15日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 設計部長 平成14年2月 品質保証部長 平成15年6月 取締役品質保証部長 平成19年6月 取締役設計部長、開発部・実験部管掌 平成20年6月 常務取締役設計部長、開発部・統合マネジメントシステム室管掌 平成21年4月 常務取締役設計部長、統合マネジメントシステム室・生産技術部管掌 (現任)	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
3	白井 守 (昭和24年8月13日生)	昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 経営企画室長 平成16年6月 取締役設計部長 平成18年6月 常務取締役経営企画室長、設計部・開発部・実験部管掌 平成18年12月 常務取締役経営企画室長、総務部・設計部・開発部・実験部・購買部管掌 平成20年6月 常務取締役N P S 推進室長、購買部・生産管理部・製造部管掌(現任)	53,000株
4	原田 真一 (昭和25年11月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成16年2月 設計部ガス機器担当部長 平成18年6月 設計部長 平成19年6月 取締役営業部長 平成20年6月 取締役営業部長兼経営企画室副室長(現任) (他の法人等の代表状況) NIKKI AMERICA, INC. 取締役社長	14,000株
5	田中 宣夫 (昭和31年1月23日生)	平成18年5月 株式会社横浜銀行より出向 当社経営企画室副室長 平成18年12月 株式会社横浜銀行退社 当社入社 総務部長兼経営企画室副室長 平成19年6月 取締役総務部長兼経営企画室副室長 平成20年6月 取締役総務部長兼経営企画室長兼関係会社室長(現任)	7,000株
6	佐藤 庸一 (昭和23年9月11日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年2月 第一汎用機器部副部長 平成11年2月 業務本部実験部副部長 平成17年2月 実験部長 平成20年6月 取締役品質保証部長、実験部管掌(現任)	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
※7	佐藤 勝行 (昭和25年5月23日生)	昭和45年2月 当社入社 平成16年12月 生産管理部長 平成18年12月 購買部長 平成21年3月 購買部長兼設計部原価管理担当部長 (現任)	11,000株
※8	佐藤 順哉 (昭和28年5月4日生)	昭和57年4月 弁護士登録(現任) ファーネス・佐藤・石澤法律事務所 (現 石澤・神・佐藤法律事務所) 入所(現任) 平成2年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録(現任) 平成16年6月 生化学工業株式会社社外監査役(現任) 平成19年6月 三井金属鉱業株式会社社外監査役(現任) 平成20年4月 駒澤大学法科大学院客員教授(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補和田孝氏はNIKKI AMERICA FUEL SYSTEMS, LLCの取締役会長を兼務しており、同社は当社と汎用気化器の製造販売において競業関係にあるほか、部品等の取引関係があります。
2. 取締役候補和田孝氏は瀋陽日新気化器有限公司の董事長を兼務しており、同社は当社と汎用気化器の製造販売において競業関係にあるほか、部品等の取引関係があります。
3. 取締役候補原田真一氏は、NIKKI AMERICA, INC. の取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別の利害関係はありません。
4. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 社外取締役候補に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 佐藤順哉氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏は、生化学工業株式会社及び三井金属鉱業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同両社とは特別の利害関係はありません。
- (3) 社外取締役候補者とした理由
同氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした弁護士としての専門的見地から、有用な意見をいただくことを期待するためであります。また、同氏はこれまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野を専門とする著名な弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
- (4) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
なお、その場合の損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。
6. ※印は新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役1名（松村隆氏）が任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
松村隆 (昭和36年4月4日生)	昭和62年10月 新光監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成11年1月 株式会社さくら総合研究所入社 平成11年6月 当社監査役（現任） 平成13年12月 会社分割に伴い株式会社日本総合研究所に移籍 平成14年7月 松村公認会計士事務所開設（現任） 平成16年2月 税理士登録（現任）	7,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
 (1) 松村隆氏は、社外監査役候補者であります。
 (2) 社外監査役候補者とした理由
 同氏は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、当社の社外監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断しております。
 (3) 松村隆氏は、当社の監査役に就任後、本総会終了の時をもって10年となります。
 (4) 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その場合の損害賠償責任の限度額は、法令が定める額となります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます齋藤享氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

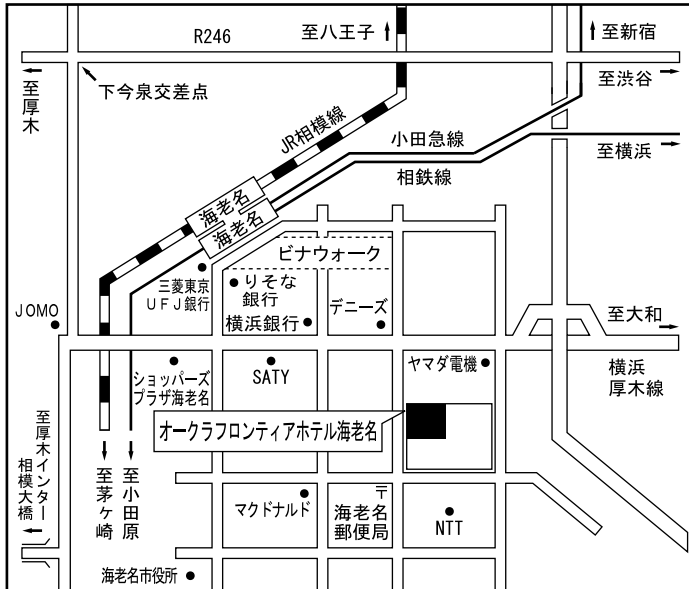
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
齋藤享 (昭和25年2月15日生)	平成18年6月 取締役（現任）

以上

メ モ

株主総会会場ご案内図



【交通のご案内】 JR、小田急線、相鉄線の海老名駅より徒歩約5分。
新宿より急行で約50分（小田急線）、横浜より急行で約30分（相鉄線）。
お車をご利用の場合は、国道246号線下今泉交差点より県道町田・厚木線
を經由約20分。東名高速道路厚木インターチェンジより約25分。

オークラフロンティアホテル海老名 2階「プリマヴェーラ」

〒243-0432 神奈川県海老名市中央二丁目9番50号

TEL. 046-235-4411